

★ 災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第六十号）（健康危機管理課）

一 改正の要旨

災害救助法等の一部が改正されたことに伴い、福祉サービスの提供に係る支出の限度額を定めるなどの改正を行った。

二 施行期日

令和七年十月二日